



新型コロナウイルス感染症対策のための呉市立小学校、中学校、 高等学校における一斉臨時休業について

1 期間

令和2年3月2日（月）から令和2年3月25日（水）（学年末休業の開始日の前日）までの間とする。

2 臨時休業期間中の留意事項

- (1) 児童生徒に対して、臨時休業期間中については、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導する。
- (2) 進路指導等の必要に応じて、最小限の児童生徒との個別対応は可能とする。
- (3) 臨時休業期間中の部活動は行わない。

3 臨時休業期間における行事等について

(1) 給食

臨時休業期間中は、中止する。

(2) 卒業式・修了式

ア 中学校：「令和元年度呉市立中学校卒業式の実施に係る基本方針」に基づいて実施する。

イ 小学校：感染防止の措置を講じ、必要最小限の人数に限っての開催を検討中である。

ウ 修了式：臨時休業中は実施しない。

(3) 高等学校等の入学者選抜

予定どおり実施される見込みであり、詳細については、広島県教育委員会と連携中である。

(4) 教職員の出勤等の服務

基本的には、勤務する。

(5) 一人で過ごすことができない児童生徒への対応

ア 特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、障害に対応した預かり先が見つからない場合、多くの児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行った上で、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行う。

イ やむを得ない理由により、日中の間、居場所を確保できない等の場合は、個々の状

況をよく把握した上で、この状況の児童生徒の登校を受け入れるものとする。ただし、この場合、今回の臨時休業の趣旨を保護者等に十分説明し、その目的を達せられるように理解を求める。

(6) 放課後児童会に在籍する児童への対応

放課後児童会の開所時刻まで、学校で限定的に預かることを福祉保健部と協議中である。

(7) スクールバス

通学が必要となる児童生徒がいる可能性があるため、スクールバスは契約どおり運行する。

(8) 目的外使用

臨時休業期間中は中止する。

上記の必要な情報については、学校だより、ホームページ、メール配信等で、保護者に周知する。